

1 審査会の結論

審査請求人の行政文書の公開請求に係る「3月議会定例会(第5日)本文 午後6時からの会議録」(以下「本件文書」という。)について、平塚市議会(以下「実施機関」という。)が行った行政文書公開決定(以下「本件処分」という。)は違法又は不当であるとは言えない。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が実施機関に対して行った本件文書の公開請求について、実施機関が令和3年5月28日付けで行った本件処分により公開された書類は不十分であり、全ての文書を公開せよというものである。

3 審査請求に至る経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年5月26日に本件文書の公開を、平塚市情報公開条例(平成14年条例第24号)第9条第1項の規定に基づき、実施機関に請求した。
- (2) 実施機関は、本件処分を行い、令和3年5月28日付けで審査請求人に通知し、行政文書の全部公開を行った。

<公開文書>

1	3月議会定例会(第5日)本文 午後6時からの会議録
---	---------------------------

- (3) 審査請求人は、本件処分に不服があるとして、令和3年6月14日、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書、意見書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 「3月議会定例会(第5日)本文 午後6時からの会議録」には記載がないが、冒頭、議長は、「再度、同じことを、鈴木議員、お願いします。」と発言している。発言は正確に会議録に記載しなければならない。発言した事実を記載しないことは、平塚市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号。以下「規則」という。)第37条に違反している。
- (2) 3月3日の松本敏子議員に対する懲罰動議は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第134条第1項に基づき、松本議員がどの法令違反で懲罰に値するのかを記述され

たものであるべきだが、その記述のない、懲罰特別委員会の設置の議案を懲罰動議としているのは議会運営上問題であり、そのことがわかる議長発言が、修文または整文によって記録されないことは、市民の知る権利に反している。

- (3) 懲罰特別委員会は、平塚市議会委員会条例(平成3年条例第32号)第7条第1項の規定により、懲罰動議により自動的に設置されるのにもかかわらず、同条例第6条第1項の特別委員会の設置基準に基づき、議会の議決を経て設置された。そのことがわかる議長発言が、修文または整文によって記録されないことは、市民の知る権利に反している。

5 実施機関の主張

実施機関が、行政文書公開決定通知書、弁明書及び口頭での意見聴取において主張する内容は、ほぼ以下のとおりであると認められる。

- (1) 会議録については、修文または整文という作業を行う。これは耳から入る言葉の整理を行うことであり、会議録を読みやすくするためのものである。当日、議長が動議の発議を尋ねた際に、動議提出者が動議の発議とその説明が続けて行われた。直後、議長が、動議の発議とともに述べた内容を改めて説明するよう議事運営上促したものであるため、会議録の正確性に影響を与えない範囲で修文または整文を行ったものである。
- (2) 審査請求人は、動議提出者が再度同じ発言をしたことを正確に記載しなければ、規則第37条に違反したことになると言っているが、議長は、動議提出者の説明の後、質疑を行い、議決により懲罰特別委員会に付託していることから規則第37条には違反しない。

6 審査会の判断

- (1) 本件文書の存否について

審査請求人及び実施機関から意見聴取を行ったところ、審査請求人の求める文書は存在しないことを確認した。

- (2) 会議録の作成について

審査請求人は、3月議会定例会での発言と本件文書との違いを指摘し、誤りであると主張しているが、実施機関は修文または整文を行った結果であるとしている。実施機関が作成すべき会議録の作成については、当時の状況等を踏まえ実施機関に一定の裁量が委ねられていると考える。また、実施機関が行った修文または整文について、不当な点は確認できなかった。

以上のことから、実施機関の行った本件処分に問題があったとは言えず、審査請求人が主張するような、発言を一言一句変えないような会議録を作成する必要性までは認められ

ないと判断する。

(3) その他について

審査請求人が主張する、議長が規則第37条に違反しているかの有無及び懲罰動議が適切であったかの適否について、当審査会で判断するものではない。

なお、審査請求人は懲罰特別委員会の設置について、条例第6条第1項の規定に基づき設置されたと主張しているが、議事録を検分し、かつ、実施機関に確認したところ、議長は、第7条の規定に基づき同特別委員会を設置することを明言している。また、本件に係る議会の議決は、同特別委員会に付託することの適否に関わるものであって、審査請求人の主張は、根拠のあるものとは言えない。

以上の理由により、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 審査会の経過

別紙「審査会の経過」のとおりである。

別紙 審査会の経過

年月日	会議名	審査会の経過
令和3年6月14日		審査請求
令和3年6月14日		諮問実施機関が実施機関に 弁明書の提出を依頼
令和3年7月7日		諮問実施機関が弁明書を受 理
令和3年7月8日		審査会が諮問書を受理
令和3年7月12日		審査請求人に弁明書の写し の送付及び意見書の提出を 依頼
令和3年7月29日	第122回情報公開審査会	意見書までの報告、審議
令和3年8月30日	第123回情報公開審査会	審議
令和3年9月24日	第124回情報公開審査会	審査請求人からの意見聴 取、審議
令和3年11月2日	第125回情報公開審査会	審議、答申案の作成
令和3年12月22日	第126回情報公開審査会	審議
令和4年1月6日	第127回情報公開審査会	審議
令和4年2月7日	第128回情報公開審査会	審議、答申